

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、妊婦のための支援給付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金の支給を実施する 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業を実施する
③システムの名称	1. 汎用台帳システム 2. 埼玉県市町村電子申請共同システム
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦のための支援給付ファイル、地域子ども・子育て支援事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項及び別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報」「子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報」が含まれる項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 地域保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-0816 熊谷市石原三丁目27番地 熊谷市こども健康部地域保健課 電話048-525-2722
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	届出や申請等の様式において届出や申請等を行う者が記載する部分は、子ども子育て支援法及び施行規則で定められた項目並びに業務に必要な項目のみに限定し、システム等により担保している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月27日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない	接続する	事前	
令和8年2月27日	Ⅳ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和8年2月27日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	妊婦のための支援給付	妊婦のための支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事前	
令和8年2月27日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金の支給を実施する	子ども・子育て支援法に基づく妊婦支援給付金の支給を実施する 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業を実施する	事前	
令和8年2月27日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	妊婦のための支援給付ファイル	妊婦のための支援給付ファイル、地域子ども・子育て支援事業ファイル	事前	
令和8年2月27日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無		実施する	事前	
令和8年2月27日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 (番号利用法第19条第8号に基づく主務省令における情報提供の根拠) ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する情報」「子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報」が含まれる項	事前	
令和8年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	市民部 健康づくり課 母子健康センター所長	こども健康部 地域保健課 課長	事後	
令和8年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-0812 熊谷市大原一丁目5番36号 熊谷市市民部 母子健康センター 電話048-552-2722	郵便番号360-0816 熊谷市石原三丁目27番地 熊谷市こども健康部 地域保健課 電話048-526-2722	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年5月13日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年5月13日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	しきい値判断結果の変更のため
令和8年4月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	しきい値判断結果の変更のため